

盛岡広域振興局長告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年9月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1（1）路線名 雫石東八幡平線
  - （2）供用開始の区間 岩手郡雫石町長山猿子203番地先から65番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和5年9月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 令和5年9月22日から同年10月23日まで
- 2（1）路線名 矢巾西安庭線
  - （2）供用開始の区間 紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割192番6地先から195番14地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和5年9月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 令和5年9月22日から同年10月23日まで